

---

## 第3章 課題と理念

### 1. 課題

- (1) 田園景観・自然景観・市街地景観の調和
- (2) 歴史的景観の保全・再生
- (3) 市街地景観の魅力向上
- (4) 市民の目に触れる機会の創出

### 2. 理念

## 第3章 課題と理念

### 1. 課題

第2章 景観構造の現況を受け、現在の本市が抱える良好な景観の形成のための基本的な課題について整理します。

#### (1) 田園景観・自然景観・市街地景観の調和

##### ～ 広がり・メリハリのある各務原市の景観の特徴を活かす ～

本市の景観の大きな特徴として、“広がり”というキーワードを挙げるができます。広大な木曾川、河岸段丘から望む眺望、市街地背後に広がる田園地域、そして背景となる市北部の丘陵山地。これらが形づくる水平的な広がり豊かな景観は重要な特徴です。またこうしたさまざまな要素の水平的広がりと垂直的な高さのコントラストは“メリハリ”というキーワードで表すことができます。

しかしながら、バラエティに富む土地利用により、田園地域や自然地域の景観が損なわれればメリハリが失われ、また眺望を妨げるものが生じれば、広がりが失われていく懸念があります。こういった広がりメリハリという、本市の景観が持つ特徴を失わず、むしろ活かした景観づくりが課題です。



市街地にある緑の空間（市民公園）



周囲と調和した整備（シデコブシの丘）

#### (2) 歴史的景観の保全・再生

##### ～ 受け継がれた個性を磨く ～

本市には地域の歴史や伝統を受け継ぐ景観資源が多く存在しますが、全国的に知られるような歴史的遺産と比べれば、著名なものとはいえないかもしれません。また、都市化の波を受け、こうした景観資源は失われつつあります。しかしながら、これらの景観資源は本市を特徴づける貴重な要素であり、保全し、また失われたものを再生していくことが課題です。



萬松園（旧川上別荘）



水辺と緑の空間（河跡湖）

### (3) 市街地景観の魅力向上

#### ～ 新たな個性を創る ～

市街地の景観は自然景観や歴史的景観と比べれば、形成されてからの年月も浅く、また生活や社会情勢の変化に伴って容易に変わるものであり、都市の個性がはっきりと分かるような景観は生まれにくいともいえます。しかしながら市民の多くにとって、最も日常的に、最も身近に接するのは市街地の景観です。日常暮らす住宅地、従業地、通勤通学や買い物などで集まる駅周辺や商業地など、それぞれの市街地で新たな個性を持った景観を創っていくことが課題です。



鵜沼駅前広場



身近な公園の緑（入会公園）

### (4) 市民の目に触れる機会の創出

#### ～ 市民意識をはぐくむための工夫 ～

景観は飾りものでも借りものでもなく、市民の生活に密接に関連するものですが、本市が持つ財産としての景観資源に、多くの市民は気づいていない状況にあります。上記3つの課題に対応して、良好な景観づくりを進めていくためには、今、本市の景観がどうなっているかを、市民が見て感じる機会を増やすことが必要であり、また、景観への関心を高めるため、啓発活動を進めることも課題です。



公園内に設けられた地元管理の花壇  
(楠公園)



心の源郷である各務野自然遺産の森

## 2. 理念

ここでは **1. 課題** を受け、市全域を対象とした良好な景観の形成のための理念を定めます。

本市の都市づくりの方向性を示した各務原市総合計画においては、まちづくりにおいて重視する本市の基本理念として、「誇り～新しい人づくり・地域づくり～」、「やさしさ～新しい安心づくり～」、「活力～新しい元気づくり～」の3つを掲げています。また、3つの基本理念につながるまちの姿として9つの基本目標を掲げ、それらに基づき基本計画において施策を展開していきます。

- 思いやりとふれあいのある協働のまち
- 心豊かで文化を育む人づくりのまち
- 豊かな自然と調和する共生のまち
- 元気があふれる健やかなまち
- 支えあいと笑顔あふれる思いやりのまち
- いつまでも住み続けたい安全・安心のまち
- 便利で快適に暮らせるまち
- 賑わいと創造性を感じる活力あるまち
- 持続可能な自立した地域経営のまち

### 【参考】 各務原市総合計画

時代、社会の潮流を的確にとらえ、本市が目指す姿と進むべき道筋を明らかにするための指針として策定された、平成27年度を初年度とする新たな総合計画です。

各務原市都市計画マスタープランは、平成14年に市町村の都市計画に関する基本的な方針として改定され、平成37年を目標年次とした都市計画マスタープラン2016（平成28年）においては、総合計画の目標を達成するために6つのまちづくりの理念を掲げています。

- 公共交通を軸にした生活圏で暮らせる都市
- 力強さを持続する都市
- 環境と共生する都市
- 安全・安心な都市
- 歴史・文化を継承・活用する都市
- 多様な主体が参加・協働する都市

### 【参考】 各務原市都市計画マスタープラン

都市計画法（昭和43年 法律第100号）第18条の2に規定する“市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針”として策定した計画です。

平成28年に改定された各務原市緑の基本計画2016では、まちづくりの目標として、以下の3点が挙げられています。

- 歩くことの楽しい安全で美しいまちへ
- 山と川の豊かな自然を暮らしの中へ
- 生命を育む共生都市へ



新境川の桜並木



学びの森

**【参考】各務原市緑の基本計画2016**

緑地の保全や緑化の推進に関して、その将来像、目標、施策などを定めるまちづくりの基本計画です。

こうしたこれまでの美しいまちづくりへ向けての目標【図3-1：理念の設定】を踏まえ、歩くことが楽しく、山や川の豊かな自然を暮らしの中で感じられるように、市全体を緑豊かな都市とみなし、それにふさわしい都市の景観を市民ひとりひとりの手で創出することにより幸せを実感でできるよう、本市の良好な景観の形成のための理念とします。

**理 念**

『かかみがはら』の景観を

ひとりひとりが考え みんなの手でつくる

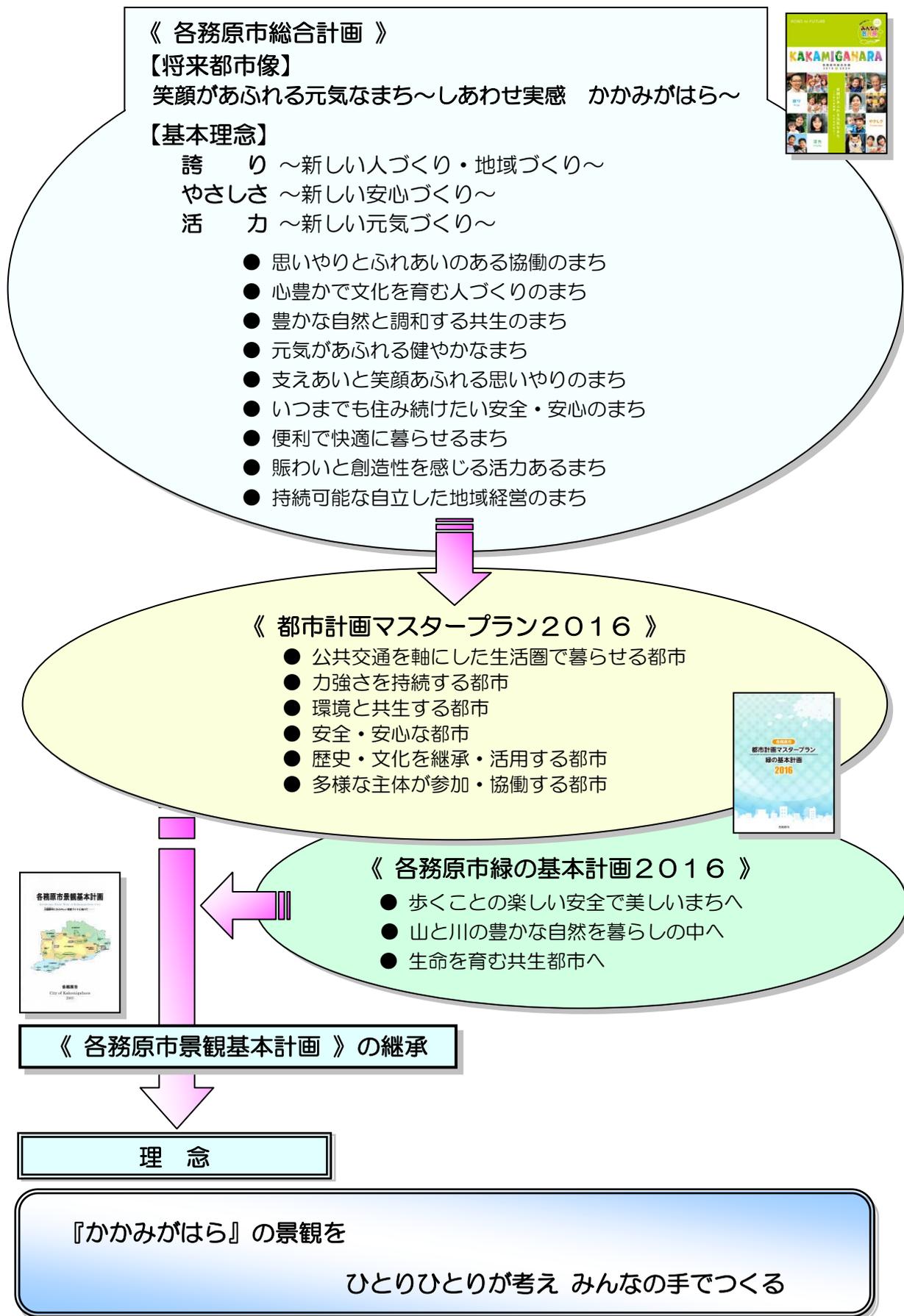


おがせ池と愛宕山



緑の空間を演出する街路樹

【図3-1：理念の設定】





学びの森



各務原アルプスからの眺め



新境川の桜



田園の風景（鷺沼地区）



アジサイの小径（伊木の森）



市民公園と那加メインロード



各務原大橋



雪景色の新境川